

徳島県はぐくみ支援企業推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県はぐくみ支援企業推進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 仕事と家庭を両立させながら働くことができる職場環境づくりに取り組む企業を県が認証・表彰し、広く紹介することにより、企業における次世代育成支援の自主的な取組の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「企業」とは、徳島県内に本店、支店又は営業所等を有する企業、法人、団体、個人で、常時雇用する労働者がいるものをいう（国及び地方公共団体を除く。）。

(認証基準)

第4条 知事は、次の基準を満たすこと基本とし、仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいると認められる企業を認証する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、その旨を労働局へ届出しており、策定した行動計画の実施に向け、仕事と家庭の両立を支援するための取組や対策を行っていること。
- (2) 策定した行動計画の期間が2年以上5年以下であること。
- (3) 女性の活躍を推進すること。
- (4) 過去3年間に於いて労働基準法など労働関係法令その他の法令に係る重大な違反がないこと。

(認証の申込み)

第5条 前条の認証を受けようとする企業は、「はぐくみ支援企業認証申込書」（様式第1号）に必要な書類を添付し、又は知事の指定する「電子申請・届出システム」を利用して、知事に申し込むものとする。

(認証の審査)

第6条 知事は、申込書の審査を行った上で、必要があると認められるときは、当該企業を訪問し、ヒアリング調査等を実施するものとする。

(認証)

第7条 知事は、前条の審査により、当該企業が認証基準を満たすと認められる場合は、はぐくみ支援企業として認証する。

- 2 知事は、前項の規定により認証した場合は、当該企業に認証書を交付するとともに、認証企業の名称を県のホームページ等に掲載し、広く周知するものとする。
- 3 認証の期間は、認証の日から申請に係る一般事業主行動計画の計画期間の終了の日までとする。ただし、計画期間終了後、労働局に新たな一般事業主行動計画を届出した場合は、新たな計画期間の終了の日まで認証の期間を延長するものとする。

(認証の取消し)

第8条の1 知事は、認証企業が第4条の認証基準を満たさなくなったとき、その他認証企業として適当でないと認めるときは、当該認証を取り消すことができる。

(認証書の再交付)

第8条の2 認証書を紛失又は汚損した場合、「はぐくみ支援企業認証書再交付申請書」(様式第2号)により認証書の再交付を知事に申請し、再交付を受けることができる。

(表彰基準)

第9条 知事は、次の基準を満たし、仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組んでいると認められる企業を表彰する。(ただし、(2)から(7)については、いずれか2項目以上を満たしていること。)

- (1) はぐくみ支援企業として認証を受けていること。
- (2) 男性の育児休業取得者がいること。
- (3) 子の看護休暇を取得した男性がいること。
- (4) 妊娠中や産前、産後休業及び育児休業中の女性労働者やその家族のために、必要な情報提供や相談体制を講じていること。
- (5) 育児・介護休業法を上回る制度を1項目以上講じていること。
- (6) 地域における子育て支援等を行っていること。
- (7) その他行動計画に定めた目標の達成に向けて積極的に取り組んでおり、仕事と家庭の両立を支援するための取組内容(女性管理職登用等)が他の模範となること。

(表彰の申込み・推薦)

第10条 前条の表彰を受けようとする企業は、「はぐくみ支援企業表彰申込書」(様式第3号)に必要な書類を添付し、知事に申し込むものとする。

2 前項の他、県内の各種団体からの推薦を受け付けるものとし、推薦者は、推薦書(様式第4号)に関連する資料を添えて知事に提出するものとする。

(表彰の審査)

第11条 知事は、申込書の審査を行った上で、必要があると認められるときは、当該企業を訪問し、ヒアリング調査等を実施するものとする。

(表彰)

第12条 知事は、前条の審査により、当該企業が表彰基準を満たすと認められる場合は、はぐくみ支援企業として表彰する。

2 知事は、前項の規定により表彰する場合は、当該企業に表彰状を交付するとともに、表彰企業の名称を県のホームページ等に掲載し、広く周知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。